

宮城県立こども病院院内保育所運営業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

宮城県立こども病院院内保育所運営業務について、委託先を選定するため、次により公募型プロポーザルを実施します。

なお、本業務は平成 29 年度企業主導型保育事業としての実施を予定しています。

1 業務の概要

- (1) 委託業務 宮城県立こども病院院内保育所運営業務
- (2) 委託期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間
- (3) 業務内容 別添、契約書（案）、宮城県立こども病院院内保育所運営業務に係る仕様書（以下「仕様書等」という。）のとおり。

2 委託先の選定

(1) 受注者の選定方式

受注者の選定は、公募型プロポーザル（提案審査型）方式により行う。

プロポーザルへの参加を希望する場合は、別添様式による提案書類を指定された期日までに提出しなければならない。

日程は、次のとおりである。カ、キについては変更する場合もある。

| | |
|---------------|---------------------------------|
| ア 本要項の交付開始 | 平成 29 年 7 月 18 日（火） |
| イ 質問書の受付 | 平成 29 年 7 月 31 日（月）午後 4 時まで（必着） |
| ウ 質問に対する回答 | 平成 29 年 8 月 3 日（木） |
| エ 提案書の受付 | 平成 29 年 8 月 8 日（火）午後 4 時まで（必着） |
| オ 第一次審査（書類審査） | 平成 29 年 8 月 22 日（火） |
| カ プレゼンテーション | 平成 29 年 8 月 25 日（金）予定 |
| キ 結果の通知 | 平成 29 年 8 月 30 日（水）予定 |

(2) 参加資格要件等

参加資格は、保育水準・安全性及び保育事業の継続性を確保する観点から、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- ア 宮城県に活動拠点（本店又は営業所等）を有し、当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- イ 定員 20 名以上の院内保育施設（自家調理）の良好な運営実績（業務委託契約による運営も含む。）が 3 年以上あること。
- ウ 財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- オ 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成 9 年 11 月 1 日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- カ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定

する措置要件に該当しないこと。

3 事務局（書類の提出先及び問い合わせ先）

本募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担 当：宮城県立こども病院 事務部総務課

所 在 地：〒989-3126 仙台市青葉区落合四丁目3番17号

電 話：022-391-5111

ファクシミリ：022-391-5118

メールアドレス：info@miyagi-children.or.jp

ホームページ：<http://www.miyagi-children.or.jp>

4 募集要項の交付

募集要項は、宮城県立こども病院のホームページからダウンロードするものとする。

配布期間：平成29年7月18日（火）から平成29年8月8日（火）午後4時まで

5 質問の受付及び回答

（1）質問書の提出

本書及び仕様書等について質問がある場合には、質問書（様式第1号）を作成し、平成29年7月31日（月）午後4時までに事務局に電子メール、ファクシミリ又は郵便等により提出すること。

電話による照会には応じないものとする。

（2）質問書の回答

平成29年8月3日（木）までに、宮城県立こども病院のホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、募集要項又は仕様書の追加または修正とみなすものとする。

6 提案書の提出期間及び提案事項

提案書の提出については、次のとおりとする。

（1）提出書類及び提案項目

別添「契約書（案）」、「宮城県立こども病院院内保育所運営業務に係る仕様書」に基づき、次の項目について提案すること。

| 提出書類名 | 内 容 | 書 式 |
|----------------|-------------------------|-------|
| 提案書（表紙） | | 様式第2号 |
| 法人（業務）概要 | ① 名称・代表者名 他 | 様式第3号 |
| | ② 業務内容 | |
| | ③ 保育施設等運営実績 | 様式第4号 |
| 運営及び管理業務の具体的提案 | ① 運営方針 保育施設運営方針・保育理念 | 任意様式 |

| | | |
|----------------|---|-------|
| 運営及び管理業務の具体的提案 | ② 組織運営 職員の研修制度，保育の質の向上や改善のための取組み ③ 健康管理，衛生管理 職員，乳幼児の健康管理等，保育施設等の清掃 ④ 給食等の提供 給食，おやつの提供方法，メニュー例等 ⑤ 保育方針・内容 保育指導計画，デイリープログラム，年間行事計画等 ⑥ 保育職員等の確保・配置 職員の採用計画，配置や勤務体制の計画，不測の事態への対応等 ⑦ 独自の自主事業や特色等の提案 ⑧ 開所までのスケジュール | 任意様式 |
| 委託費の見積書 | 別紙1「見積条件設定」により算出 | 様式第5号 |

(2) 留意事項

ア 提案書類は，原則 A4 版で作成すること。A3 版を使用する場合は A4 版の大きさになるように三つ折り等工夫すること。

イ 指定した内容等以外のものは，一切受理しない。

(3) 添付書類

別紙2「関係書類一覧」のとおり

(4) 提出部数

正本1部，副本5部

(5) 書類の提出期限

平成29年8月8日(火)午後4時まで(必着)

受付は午前9時から午後4時まで(土日祝日を除く)

(6) 提出場所

本要項「3 事務局」に同じ。

(7) 提出方法

持参又は郵送。

7 業務受注者の選定

(1) 選定委員会

業務受注者の選定は，選定委員会(院内設置の院内保育所運営委員会(以下「運営委員会」という。))の委員のうちから院長が指名する委員により構成)において行う。

(2) 第一次審査

提案者が多数の場合は，選定委員会において書類審査による第一次審査を行い，第二次審査(プレゼンテーション)をお願いする提案者を決定する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション）

ア プレゼンテーションの実施

提案者に対して、提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。

イ 日時 平成 29 年 8 月 25 日（金）予定：後日、提案者に対して日程を連絡する。

ウ 場所 宮城県立こども病院

エ 留意事項

- ① プレゼンテーション等は、1 者あたり 30 分程度（発表 20 分、質疑応答 10 分）を予定。
- ② プレゼンテーション等に係る費用は提案者の負担とする。
- ③ プレゼンテーション等に参加できる人数は 4 名以内とする。
- ④ プレゼンテーション等ではプロジェクター等の使用を認める。この場合、提案書の補助とし、添付資料の扱いとする。

(4) 受注者の選定

ア 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションを踏まえて、選定委員会が総合的に審査の上、最も優れた提案を行った者及び次点者を選定する。

イ 評価項目

提案要件の採点は、選定委員会で評価して最も良い順位の者から順に得点を付与する。

- ① 業務実績
- ② 提案内容
- ③ 見積金額（入札金額）

ウ 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に書面により通知する。

エ 選定後の手続き

最も優れた提案を行った者との間で契約に向けた協議を行う。

オ 次点者の扱い

最も優れた提案を行った者との間で契約締結に至らなかった場合には、次点者と契約に向けた協議を行う。

カ 審査結果は公表しない。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提案書提出期間中に提案書の提出がなかった者

イ プレゼンテーション時間に遅れた者

ウ 提出書類、添付書類に虚偽の記載又は重大な過失があった者

8 委託契約の締結

(1) 契約保証金

ア 契約の相手方になった者は、次により契約保証金を納付すること。

- ① 契約金額の100分の10以上の金額。
- ② 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供は、契約締結日以前に発注者に行うこと。

イ 宮城県立こども病院契約実施規程第38条第1項に規定する次の場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

- ① 契約の相手方が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ② 契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結するなど確実な担保の提供を受けたとき。

なお、保育所運営委託業務の細部については、契約交渉時に協議して決定する。

9 その他

- (1) 公告の日から受注者の選定が終了するまでの間、担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (2) 提案書の作成及び提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は返却しない。
- (4) 提出された提案書は提案者の選定及び受注者の選定の用途以外に参加者に無断で使用することはない。
- (5) 提案書の提出期限後の提出、差し替え、変更、再提出及び追加については認めない。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした者は、提案書を無効とする。
- (7) 選定された受注者の提案書及びプレゼンテーションの内容は、特記仕様書として契約時に採用される。
- (8) 提出された書類以外に審査に必要な書類の提出を求めることがある。